

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(変更の指定等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 再生利用業者は、<u>法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）</u>のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>6 <u>再生利用業者又はその者の法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人、同号のニに規定する役員若しくは使用人若しくは同号のホに規定する使用人が、同号のイ（法第7条第5項第4号のイに係るものに限る。）に該当するおそれのあるものとして規則で定める者に該当するに至ったときも、前項と同様とする。</u></p>	<p>(変更の指定等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 再生利用業者は、<u>法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号のトに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のト又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）</u>のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p>